

電子による条件付き一般競争入札の実施について

立川市条件付き一般競争入札実施要綱（平成 17 年立川市要綱第 32 号）及び立川市電子入札実施要綱（平成 17 年立川市要綱第 33 号）の規定に基づき、次のとおり物品に係る入札を実施する。

令和 8 年 9 月 28 日

立川市長 酒 井 大 史

1 共通事項

入札参加者の資格	1 入札参加者の資格の有無は、別に期日が指定されている場合を除き、告示日現在とする。 2 立川市条件付き一般競争入札実施要綱第 7 条に規定する参加資格を有すること。ただし、立川市契約における暴力団等排除措置要綱（平成 23 年立川市要綱第 82 号）又は立川市競争入札等参加停止基準（平成 8 年 6 月 28 日市長決定）に規定する参加停止を受けているときは、参加申請、入札及び契約の締結をすることができない。 3 入札案件に係る種目に登録し、かつ、当該入札案件の資格要件を満たしていること。 4 相互に資本関係又は人的関係のある複数の者のした入札は、無効とする。	
参加申請の方法	東京電子自治体共同運営が運用する電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）により申請すること。	
	申請期限	令和 8 年 10 月 2 日（金）午後零時
設計図書及び仕様書	電子調達サービスにより申請した入札参加者は、次に掲げるもののうち市長が指定する方法により、設計図書及び仕様書を入手すること。 1 料金着払いの宅配便 2 電子調達サービスからのダウンロード	
	発送予定日及びダウンロード開始予定日	令和 8 年 10 月 6 日（火）
質問の方法	電子調達サービスにより登録すること。	
	質問期限	令和 8 年 10 月 9 日（金）午後零時
入札の方法	1 入札の方法は、立川市電子入札実施要綱第 7 条の規定によること。 2 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含まないこと。	
	提出期限	令和 8 年 10 月 20 日（火）午後 6 時
開札日時	令和 8 年 10 月 21 日（水）午前 9 時から	
入札保証金	免除	

2 入札案件

番号	件名等	入札参加者の資格要件等
1	件 名 道路占用突出し看板実態調査委託（単価契約） 場 所 立川市内全域 概 要 (1) 作業計画の作成及び準備 (2) 占用申請促進業務 ・ 申請書等の作成 ・ 申請督促状の作成 ・ 継続申請書の作成 ・ 発送業務 (3) 電算業務 ・ 窓口申請受付データの新規作成及び修正 (4) 実態調査 ・ 事前確認調査及び追跡調査 ・ 占用者との折衝確認 ・ 占用物件の計測及び撮影 ・ 占用及び占用対象外物件台帳の作成 (5) 再調査及び撤去確認調査 (6) 占用基準違反物件の是正促進業務 (7) 成果品の納入 価 格 予定価格（税抜き） 18工種の単価の合計 408,521円 最低制限価格 変動型最低制限価格を設定する。 設計図書等の入手方法 電子調達サービスからのダウンロード 期 限 令和9年3月12日 種 目 都市計画・交通関係調査業務 その他 この案件について、入札書に記載する金額は、18工種の単価の合計（消費税及び地方消費税を含まない。）とすること。	1 東京都内に本店、支店又は営業所を有し、かつ、立川市競争入札参加資格登録（以下「資格登録」という。）を当該店舗でしている者 2 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の認定するプライバシーマークを得ている者 3 測量法（昭和24年法律第188号）第55条に規定する測量業者の登録をしている者 4 平成28年度以降に東京都内のいずれかの市区町村が発注した道路占用突出し看板実態調査業務の受注実績を有する者 5 道路占用突出し看板実態調査業務の経験を有する者を有し、業務責任者として配置できる者
2	件 名 公園等施設点検委託 場 所 立川市富士見町1丁目6番14号 立川市富士見一東公園ほか269箇所 概 要 公園等内の遊具等を点検する。 (1) 規準点検及び劣化点検	1 東京都内に本店、支店又は営業所を有し、かつ、資格登録を当該店舗でしている者 2 一般社団法人日本公

	・ 単体遊具(A)―1 445 基 ・ 単体遊具(B)―1 169 基 ・ 単体遊具(C)―1 28 基 ・ 複合遊具(小)―1 46 基 (2) 劣化点検 ・ 一般公園施設(a) 1,615 基 ・ 一般公園施設(b) 29 基 (3) 打ち合わせ 一式 価 格 予定価格 9,913,200 円 (税抜価格 9,012,000 円) 最低制限価格 変動型最低制限価格を設定する。 設計図書等の入手方法 電子調達サービスからのダウンロード 期 限 令和9年3月8日 種 目 次に掲げる種目のいずれかに登録していること。 (1) 道路・公園管理 (2) 学校教材・運動用品・楽器 (3) その他の業務委託等	園施設業協会が認定する公園施設製品安全管理士の資格を有する者を有し、業務責任者として本業務に配置できる者 3 一般社団法人日本公園施設業協会が認定する公園施設製品安全管理士又は公園施設製品整備技士の資格を有する者を有し、業務担当者（業務責任者との兼任不可）として本業務に配置できる者
--	---	---